

「感染拡大特別期」における新たな対策（令和2年12月10日）

1 社会福祉施設における感染予防対策の徹底

- (1) 施設におけるPCR検査の拡充
 - ・希望する施設を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイ含む）に対するPCR検査を実施
- (2) 感染管理認定看護師等による感染者発生時における初動体制構築指導の実施
 - ・県看護協会と連携して、施設において新型コロナウイルス感染症患者発生時に、施設内での感染拡大を防ぐため、施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を実施
- (3) 感染予防対策の徹底
 - ①注意事項の徹底（感染経路の遮断、職員の健康管理等）
 - ②指導の徹底（事業所による自己点検、必要に応じた健康福祉事務所による指導）
 - ③注意喚起と研修の強化（各団体からの注意喚起、職員研修での県作成動画の活用）
- (4) 年末年始における対策の強化
 - ・原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛を要請

2 入院医療体制の強化

- (1) 医療機関に対して、さらなる病床確保の協力要請
650床程度 → 750床程度（100床程度）
- (2) 宿泊療養施設の早期確保・運用開始
 - ・300室程度の確保を既に行っており、12月中旬の運用に向けた準備を推進
 - ・医師の判断により宿泊療養も可能とする運用の見直しの協議・検討を行い、入院医療機関の負担軽減

3 年末年始における医療体制の確保

- (1) 入院医療
 - ①新型コロナウイルス感染症入院医療体制の確保
 - ・年末年始の入院対応について、通常と同様の体制確保を各医療機関に要請
 - ・保健所及びCCC-hyogoの入院調整業務も通常と同様
 - ②入院患者受け入れに対する支援
 - ・入院医療機関に対する運営に要する経費支援を増額
(入院1日あたり@12,000円/人→@24,000円/人)
- (2) 外来医療
 - ①「発熱等診療・検査医療機関」等の確保
 - ・健康福祉事務所・保健所と郡市区医師会等が協議のうえ、地域の実情に応じて「発熱等診療・検査医療機関」の診療時間の拡充、輪番制による対応等を要請
 - ・薬局や検査機関等の後方支援体制についても関係機関と協議
 - ②「発熱等診療・検査医療機関」の運営に対する支援
 - ・運営に要する経費支援を新設（診療1日あたり@15,000円）

4 年末年始の感染防止緊急呼びかけ

感染拡大の緊急事態に対応し、知事メッセージとして要請

- ・できるだけ、不要不急の外出を控えること
- ・検温、マスク着用など行動や健康管理の徹底
- ・初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意すること
- ・医療機関、社会福祉施設において、原則、年末年始の直接面会、外泊、外出を自粛すること 等

5 県庁舎・県職員の感染防止対策

出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施